

穴ぬき市街化調整区域(清田・真栄地区)の特例

●屋上広告物・壁面広告物・地上広告物の高さ及び面積の最大値を第1種基準の80%とする

	特例基準(沿道A地区に適用)	一般基準(第2種地域)
屋上 広告物		(1) 自家用広告物であること。
	(1) 高さ(脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。)が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、 <u>16メートル</u> 以下であること。	(2) 高さ(脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。)が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの2分の1以下で、かつ、 <u>10メートル</u> 以下であること。
壁面 広告物	(2) 1基当たりの合計表示面積が <u>240平方メートル</u> 以下で、 1面当たりの表示面積が <u>80平方メートル</u> 以下であること。	(3) 1基当たりの合計表示面積が75平方メートル以下で、1面当たりの表示面積が25平方メートル以下であること。
		(1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
地上 広告物	(1) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、 <u>40平方メートル</u> 以下であること。	(2) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、 <u>30平方メートル</u> 以下であること。
	(2) 取付壁面からの出幅が1メートル以下であること。ただし、その壁面広告物の保守のため、市長が特に認めた場合は、これを1.5メートル以下とすることができる。	(3) 案内誘導広告物にあつては、表示面積が1基当たり3.5平方メートル以下であること。
	(3) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。	(4) 取付壁面からの出幅が0.5メートル以下であること。
地上 広告物		(1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
	(1) 高さが地上 <u>16メートル</u> 以下であること。	(2) 高さが自家用広告物にあつては地上10メートル以下、案内誘導広告物にあつては6メートル以下であること。
	(2) 1基当たりの合計表示面積が <u>120平方メートル</u> 以下で、 1面当たりの表示面積が <u>60平方メートル</u> 以下であること。	(3) 1基当たりの合計表示面積が自家用広告物にあつては60平方メートル以下、案内誘導広告物にあつては7平方メートル以下で、1面当たりの表示面積が自家用広告物にあつては30平方メートル以下、案内誘導広告物にあつては3.5平方メートル以下であること。
		(4) 同一表示内容の案内誘導広告物を設置する場合は、広告物相互間の距離を1キロメートル以上とすること。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。